

4 独立行政法人化に関する問答集

質 問

1. 地方独立行政法人って、何なのですか？
2. 公立大学法人って、独立行政法人と何が違うのですか？
3. 公立大学法人って、国立大学法人と何が違うのですか？
4. なぜ、青森公立大学を独立行政法人化するのですか？
5. なぜ、広域事務組合から青森市単独の設立者とするのですか？
6. 法人化すると、学生にとって何が変わるのですか？
7. 法人化すると、入学費や授業料はどうなるのですか？
8. 法人化すると、入学試験制度はどうなるのですか？
9. 法人化すると、学位はどうなるのですか？
10. 法人化すると、青森市の行財政や公立大学の運営経費などにどのような影響があるのですか？
11. 法人化すると、学術研究活動などがおろそかにならないのですか？
12. 法人化すると、市の意向に沿わない運営がなされるという懸念はないのですか？
13. 法人化後は、中期目標の作成や評価のため、逆に市の関与が強まるのではないのですか？

問1. 地方独立行政法人って、何なのですか？

(答)

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(H16年4月施行)を根拠に県や市町村などの地方公共団体だけが出資者となって、住民の生活や地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から必要な事務・事業を、民間的な経営手法を取り入れながら、これまで以上に効率的かつ効果的に、地方公共団体の一定の制約から解放されて主体的に運営させるために、それぞれの地方公共団体の判断により設立することができる法人です。

地方独立行政法人の対象となる業務は、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業(水道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院など)の経営、社会福祉事業の経営、その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理 となっています。

独立地方行政法人には、目標による管理と適正な実績評価、業務成績に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が義務付けられていることが、この制度の柱となっています。

問2. 公立大学法人って、独立行政法人と何が違うのですか？

(答)

公立大学法人は、地方独立行政法人法に定められた形態のひとつで、基本的な枠組みは他の地方独立行政法人と同じです。

公立大学法人の特徴(制度上の違い)は、大学における教育研究の特性に配慮すること

が地方独立行政法人法の中で明記されていることに加え、次のような特例を定める規定が設けられています。

役職員の身分は非公務員に限定

学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続きによる経営に関する重要事項を審議する機関と教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置

などがあります。

また、公立大学法人は、他の公営企業的な事業とは異なり、独立採算の事業ではないと整理されています。

問3．公立大学法人って、国立大学法人と何が違うのですか？

(答)

地方独立行政法人制度のひとつである公立大学法人制度は、国立大学法人制度をベースに作られています。そのため、公立大学法人の仕組みと国立大学法人の仕組みはほとんど同じで、設置しなければならない機関の名称などに若干の相違が見られるだけとなっています。また、一定のルールの下に必要な経費を交付するのも同様です。

問4．なぜ、青森公立大学を独立行政法人化するのですか？

(答)

青森公立大学の設立者である青森地域広域事務組合の一構成員である青森市は、公立大学事務局の職員すべてを市から派遣していますが、地方独立行政法人法の施行を契機として、同法の制定趣旨などから同大学の独立行政法人制度の適用による教育環境の充実・強化のほか、行財政改革プログラムの中のひとつである組織・機構のスリム化などを目指した広域事務組合への派遣職員の削減を目指していました。

同時に、青森公立大学自身においても、少子化の加速などの教育に関わる環境の変化や高等教育行政の変化などに対応し、教育事業・研究事業・地域貢献事業・組織管理の革新などの戦略的事業構想の新展開実現のための手段として、地方独立行政法人制度の導入を選択するに至りました。

また、青森市を除く事務組合の構成町村は、当初からの設立者の一翼を担ってきた地方公共団体として青森公立大学のさらなる発展と地域貢献を期待し、かつ、引き続き支援する意向であることには変わりはないものの、青森市の行財政改革を理解し協力すると同時に、設立者を青森市に移管することで、大学運営負担金の皆減と従前からの就学優遇措置の継続を確保されることに同意することとしました。

このようなことから、青森公立大学の設置・運営に関係する当事者間の総意となり、より良い経営・教育環境のもとで、地域貢献を果たすべく設立された草の根大学のさらなる飛躍を望むことを第一義に、地方独立行政法人制度による法人へ移行することとしたものです。

何よりも、青森公立大学がこれまで以上に魅力ある大学となっていくためには、優秀な人材を輩出し続ける教育・研究機関であるのみならず、大学の有する知的資産を広く東青地域をはじめとする県内各般に還元していく地域貢献機関として、時代の趨勢に応じた活動しやすい環境を整えることが必要不可欠と考えているからです。

問5．なぜ、広域事務組合から青森市単独の設立者とするのですか？

(答)

青森公立大学の法人化は、より魅力ある大学となっていくための大学運営のためのひとつの手段とするべきとの関係者の合意として選択したのですが、他方、青森市の行財政改革プログラムの達成に貢献するという側面も持ち合わせています。

また、法人化後の大学の運営は、法人の経営努力や具体的な成果の獲得を伴わなければ、設立当初の目的を果たし得ない結果となってしまいます。もちろんそのような事態に陥らないように、設立者や評価委員会からのアドバイスなどを受けて中期目標の達成に向かう仕組みとはなっていますが、少子化の一層の進展や高等教育行政の方向性の転換、つまり、競争的環境の中での多様な発展を促すために、平成16年にすべての国立大学を法人化し、画一的な国立大学運営から自律性・機動性・柔軟性を取り入れた大学運営へと向っているなどの情勢の中にあって、厳しい大学間競争に取り残されない魅力としっかりした経営環境を手に入れるためには、これらのリスクをも覚悟しながら全国の国・公・私立大学と制度的に同じスタートラインに立つべきであるとの判断に至ったわけです。

従いまして、まずは地方独立行政法人法の制定趣旨を踏まえ、青森公立大学の法人化の選択を取るべしとの判断に至った青森市として、また、自らの行財政改革プログラムの達成の成果を得るものとして、それらの覚悟の部分の一切の責任を専属的に負うべしとの思いに加え、国の高等教育行政の転換にも呼応し、複数の団体で構成された広域事務組合の中での責任を分担した大学運営から、ひとつの団体つまり本市が出資者となって設立した法人が設置・運営する青森公立大学といった形態によることが、責任の所在が明確化されることにより、公立大学法人化のメリットを發揮しやすいと判断し、これらのことを構成町村の長に対してお伝えし、相手方の意向を打診いたしましたところ、おおむねの御理解をいただいたからです。

問6．法人化すると、学生にとって何が変わるのですか？

(答)

青森公立大学の法人化は、大学を取り巻く厳しい環境に適應するための戦略目標である、強い競争力をもった大学の構築、特色ある教育・高い水準・実践的な地域貢献の実施、財政的自立と簡素で効率的な組織管理の確立 を目指すべく行われるものです。

従いまして、法人化によって得られる現行制度からの一種の規制の緩和といったメリットを大いに活用することが可能となります。例えば、大学は予算や組織面での自由度が大きくなりますから、大学自身の判断で学生や社会ニーズを踏まえて弾力的なカリキュラムや履修モデルの工夫を凝らしたりすることができるようになります。

また、法人化後は、第三者機関から定期的な評価を受けることになるため、大学での教育・研究が客観的に審議され、授業等の改善に反映させていくこととなります。このため、これまで以上に学生の視点に立った大学運営に努め、教育に責任を持つ公立大学の使命達成のための努力が高められますので、学生にとってはより充実した教育環境を手に入れることとなります。

問7．法人化すると、入学費や授業料はどうなるのですか？

(答)

青森公立大学は、とりわけ青森県東青管内の学生に優先的な進学機会の提供をするという役割を担ってきたと自負をしており、その認識・重要性は法人化後も変わるものではありません。

一方で、法人化後は、大学の自主性・自律性を高めることを目的のひとつとしていますので、例えば、経費はかさむものの特色ある教育サービスとして有効であると判断されたカリキュラムなどを実施する場合には、それを他の経費を削減したり融通することにより実現できるようにすることも可能となります。

この二つのメリットを上手に活用できるように、市があらかじめ授業料等の上限を設定しておき、その範囲内で公立大学法人が授業料を定め、市の認可と市議会の議決を受ける仕組みになっています。

このように、授業料等の決定については、公立大学法人にある程度の裁量権が与えられますが、市が認可した上限の範囲内での自由裁量であり、大幅な値上げなどが直ちに起こることがないような仕組みとなっています。

問8．法人化すると、入学試験制度はどうなるのですか？

(答)

法人化することによって、入学試験制度が変更となることはありません。

しかし、今後の大学改革などの一環として、入学試験制度の改善のために変更される可能性はあります。この場合にあっても、法人経営のために入学試験制度が改正されるということではありません。

問9．法人化すると、学位はどうなるのですか？

(答)

法人化することによって、取得できる学位が変更となることはありません。

大学が授与する学位の変更は、学校教育法によって文部科学大臣の認可が必要な事項であり、法人がゆえにその授与内容が従前のものと異なることは一切ありません。

問 10 . 法人化すると、青森市の行財政や公立大学の運営経費などにどのような影響がある
のですか？

(答)

これまでも青森公立大学の運営のために、青森地域広域事務組合構成市町村が、それぞれの人口や財政規模に応じて按分した額の運営負担金を拠出してきました。また、事務局職員については、すべて青森市からの派遣でまかなわれ、その人件費は青森市が負担してきました。

青森公立大学は、とりわけ東青圏の学生に就学の機会が得られやすいように配慮されていることはもとより、大学の有する知の資産を活用して地域に貢献する活動に取り組んでいます。これらの活動のために必要となる財源については、学生が納付する授業料などに加え、公立大学法人が設置する大学の運営に要する経費として、引き続き設立者として一定のルールの下に財政支援していく構図に変わりはありません。

一方で、金融機関を利用する際の手数料の発生、財務会計システムの維持経費などの新たな経費負担も見込まれますが、これまで大学事務局に派遣していた職員については、段階的に引き上げることを予定しており、結果として青森市の組織のスリム化と職員人件費総額の低減につながるものと見込んでいます。

しかしながら、青森公立大学の法人化は、青森市の財政負担の低減を目的にのみ実施するものではなく、大学自らが自主性を発揮して、学生や市民の皆さんの期待に応える、より魅力的な大学をつくっていくという目的達成の手段として行われるものです。

問 11 . 法人化すると、学術研究活動などがおろそかにならないのですか？

(答)

青森公立大学の法人化は、大学の運営上の裁量を拡大するなど民間的な手法をも取り入れながら改革を進めていこうとするものであり、決して利益を追求するために経営する民間的な法人にしようというものではありません。

法人化後におきましても、これまで同様に学問の基礎となる研究分野においても研鑽を積み、知の集積・高度化を進めていくことは、きわめて重要な活動のひとつであることに変わりはありません。

問 12 . 法人化すると、市の意向に沿わない運営がなされるという懸念はないのですか？

(答)

青森公立大学の運営を支える市からの交付金は、市民・国民が納付した税金でまかなわれるものですから、大学がこうあってほしいと市が定める中期目標を達成するための諸活動が行われるべきものです。

従いまして、公立大学法人の経営状況を評価する第三者機関を設置し、客観的な視点でのチェックが行われることとなりますので、市の意向に沿わない運営がなされるという懸念はありません。

また、運営交付金の額や重要な事項の決定には、市議会の議決も必要とされていること

などからも、市の意図した中期目標や方針に沿った大学の運営が担保されることになり
ます。

問 13 . 法人化後は、中期目標の作成や評価のため、逆に市の関与が強まるのではないので
すか？

(答)

大学は、法人化後においても市からの運営交付金を財源として経営されることになりま
すので、市は、その運営交付金が有効に、かつ適切に活用されているかの確認をする必要
はあります。また、公立大学法人へ移行したことにより自己決定などの裁量が拡大したと
しても、法律で定められた一定の市の関与は当然必要になるものです。

そのため、大学が進むべき方向性を市が定めた中期目標について、その達成に向けた活
動がなされているのかを確認するための評価を行うこととなります。

しかしながら、予算執行や組織・人事等の面で、市の制度や地方公共団体あるいは地方
公務員がゆえに制限されていた活動が行えるなどの、大学の裁量で運営できる範囲が拡大
することとなりますし、これらの法人がゆえに行える諸活動が中期目標の達成に向けて行
われている場合には、これに市が制限を加えることは制度上できませんので、市の関与が
強まるというものではありません。